宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項又は第30条第１項に基づく、許可申請手数料納付に係る納入通知書等再発行申請書

令和年月日

大阪府知事　様

（工事主）

住所

氏名

　　（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項又は第30条第１項に基づく許可申請手数料の納付について、納入通知書等の再発行を受けたく、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事前協議受付日 | 年　　　月　　　日 | |
| 土地の所在地及び地番 |  | |
| 行為目的・行為内容 | （行為内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 手数料算定用面積 | ㎡ | |
| 納付方法  ※該当する項目に〇をして下さい | ・納入通知書（収納取扱金融機関）  ・コンビニ納付（５万円以上は選択不可） | |
| 納入通知書等の送付先 | 住所 | 〒 |
| 氏名 |  |
| 連絡先 |  | |

【添付書類】

* 金額変更前の納入通知書もしくはコンビニ納付額等通知書
* 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事前協議制度実施要綱別表の３から８及び、10に掲げる図書のうち、変更に係る図書（３.平面図、４.断面図、５.排水施設の平面図、６.崖の断面図、７. 擁壁の断面図、８. 崖面崩壊防止施設の断面図、10. 丈量図）

【留意点】

* 納入通知書等の再発行には、再発行申請を受け付けてから約２週間を要します。
* 手数料算定用面積は、盛土又は土石の堆積を行う土地の面積と切土面積を合計した面積を記載してください。
* 金額変更前の納入通知書等により誤って納付した場合は、返金処理に１ケ月程度を要します。なお、コンビニ取扱手数料は返金できません。